

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ラオス国マルチステークホルダーとの連携によるフードバリューチェーン振興プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ラオス国マルチステークホルダーとの連携によるフードバリューチェーン振興プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年6月 ～ 2030年5月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年6月 ～ 2028年1月

第2期：2028年2月 ～ 2030年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1. 第1期：2026年6月～2028年1月
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の24%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。
2. 第2期：2028年2月～2030年5月
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
 - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1. 第1期：2026年6月～2028年1月
 - 1) 2026年度（2027年1月頃）
 - 2) 2027年度（2027年8月頃）
2. 第2期：2028年2月～2030年5月
 - 1) 2028年度（2028年8月頃）
 - 2) 2029年度（2029年8月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 4月 7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 4月 8日 12時まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3	質問への回答	2026年 4月 13日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 4月 24日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 5月 15日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「民間企業と連携したフードバリューチェーンモデル構築プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00528）の受注者（SK コンサルティング合同会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/s8ZcVjdqWJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	対象市場、対象産地、対象生産者、対象品目の現時点の想定及び選定方法	第3条2（3）
2	パイロット活動の類型方法と現時点での想定（内容、対象、実施方法、数量等）	第3条2（5）

3	「FVC強化モデル」の現時点で想定される最終的な姿	第3条2 (5)
4	活動1-1~1-4で実施する情報収集の具体的な調査項目と調査方法	第4条2 (1)
5	ベースライン調査及びエンドライン調査の調査項目と調査方法	第4条2 (3) ②、⑤

2. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針

及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年12月
- ・ R/D署名：2026年3月24日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

【実施方針】

R/Dに記載のMain Points Discussedに記載の点に加え、特に留意すべき点を以下に記載する。

(1) 基本方針

本プロジェクトは、ラオス国「フードバリューチェーン強化プロジェクト（2022～2025）」において策定され、ラオス政府により承認されたフードバリューチェーン（FVC）強化に係るマスタープラン（MP）に基づき、国内近代市場向けFVCの強化を図るものである。本プロジェクトは、従来型の生産技術向上支援を主目的とするものではなく、国内近代市場（スーパーマーケット、ホテル、レストラン、ミニマート等）への持続的かつ安定的な農作物の供給を可能とするべくFVCの中流及び下流の関係者の巻き込みを意識したFVC強化モデルの構築を目的とする。そのため、本プロジェクトは国内近代市場を起点としたアプローチを基本とする。

(2) 実施体制

本プロジェクトは、中央レベル及び県レベルの二層構造を意識して実施体制を構築する。

中央レベルでは、農業環境省（MAE）農業普及組合局（DAEC）、同省農業局

(DOA)に加え、FVCの中流及び下流を担う事業者支援を所管する商工省(MOIC)中小企業振興局(DOSMEP)を実施機関とする。

県レベルでは、県農業環境事務所(PAEO)及び県商工事務所(PICO)を中心とした実施体制を構成する。対象産地におけるパイロット活動は、FVC支援機関(PAEO及びPICOに加え、必要に応じて商工会議所等の関係機関を含む)と連携して実施すると共に、中央との情報共有や意思決定に係る連携も担う。本業務は行政間調整を伴うため、中央レベル及び県レベル双方の関係機関との円滑なコミュニケーションを継続的に確保できる体制を構築する。

(3) 対象市場、対象産地、対象生産者、対象品目の選定²

- ① 対象市場は、国内近代市場 FVC のポテンシャルが高いビエンチャン都の国内近代市場とする。
- ② 対象産地は、ビエンチャン都へのアクセスが容易で農作物の輸送が可能な地域から選定する。選定にあたっては、単なる地理的近接性だけではなく、輸送時間及び輸送コスト、道路及び物流インフラ状況、既存出荷実績、産地における市場要求仕様への対応可能性、行政支援体制等を考慮する。
- ③ 対象生産者は、国内近代市場の要求仕様に対応可能な中・大規模農家、組織化された農家グループ又は農業協同組合を基本的な条件として選定する。但し、小規模農家であっても、既に国内近代市場への供給実績を有する事例や、GAP (Good Agriculture Practice) もしくは有機(OA)認証取得可能性を有し市場適合性が高い事例が確認されていることから排除するものではない。
- ④ 対象品目は園芸作物とするが、具体的な品目については、案件開始後に実施する市場調査及び関係事業者ヒアリングの結果を踏まえ最終確定する。対象品目の選定にあたっては、以下の観点を総合的に考慮すること。
 - ・ ビエンチャン都の近代市場における需要規模
 - ・ 輸入代替可能性
 - ・ 品質基準及び規格の明確性
 - ・ 年間供給可能性及び季節変動
 - ・ 産地側の供給能力
 - ・ 市場価格の安定性
 - ・ 物流適合性

² 「対象市場」、「対象産地」、「対象生産者」、「対象品目」について、現時点で想定される具体的内容や選定方法(特に、選定の手順、評価の方法、選定の妥当性を裏付ける調査・分析手法、等)をプロポーザルで提案してください。

(4) 支援の重点分野

本プロジェクトは、生産分野ではなく、契約栽培・取引構造の改善、品質管理の標準化、ロット形成・集荷体制の整備等の FVC の中流及び下流の機能の改善に重点を置く。そのため、本プロジェクトでは農業生産資材（肥料、種子、農薬、農業機械等）の供与は実施しない。生産技術に関する支援は、DOA 及び関係機関の既存の制度や普及体制の枠組みの中に限定して必要に応じて対応するにとどめる。

(5) パイロット活動及び FVC 強化モデルの検討

パイロット活動は、約 5 通りの FVC 強化モデルを検討の上並行して実施し、スーパー向け FVC の強化、ホテル向け FVC の強化、契約改善を通じた FVC の強化、既存の行政プログラムを活用した FVC の強化等の異なる類型を検討する³。パイロット活動の設計にあたっては、国内近代市場における市場及び商習慣（取引の実態等も含む）に係る調査、生産者の供給能力及び経営能力に係る調査、金融機関や MOIC が提供する金融支援や各種支援プログラムの調査の結果等を踏まえ、持続可能性、費用対効果、行政（中央・地方）による側面支援体制等の観点を総合的に考慮するものとする。パイロット活動は、FVC 支援機関に対して指導者養成研修（TOT）を実施後、育成された同支援機関が中心となって生産者及び民間企業に対して技術指導を実施する形を想定している。

最終的にパイロット活動の結果及び教訓を踏まえ、ラオス国内における横展開を見据えた複数の「FVC 強化モデル」を策定し、MP への組み込みを行うための提案書を整理する⁴。

【留意事項】

(6) MOIC の適切な巻き込み

FVC の中流及び下流は MOIC の DOSMEP 及び国内取引局（DOIT）の所掌する業務と密接に関連しているため、これら機関との連携は本プロジェクトの円滑な実施に不可欠である。既に DAEC-DOSMEP-DOIT 間で 3 者 MOU は存在するものの、実務レベルでの協働体制が十分に制度化されていない状況を踏まえ、同 MOU の実施促進

³ 「パイロット活動」の現時点で想定される具体的内容や対象、実施方法、件数等をプロポーザルで提案してください。特に、ポテンシャルの高い FVC 強化モデルの類型や、持続性を確保するための工夫、FVC 中流・下流事業者の巻き込み、関係機関による側面支援との連携方法、検討時の留意事項を含めたパイロットプロジェクトの策定手順について提案してください。

⁴ 「FVC 強化モデル」の現時点で想定される最終的な具体的内容について、プロポーザルで提案してください。

も念頭に効果的な連携体制を検討・設計する。

(7) 契約栽培の構造的課題への対応

国内近代市場においては契約栽培の事例が一定程度確認されているものの、契約不履行、価格固定の慣行、品質基準の不透明性、民間企業が生産者に栽培前に提供する種子・肥料等の前渡し資材の費用精算ルールの不明確さなど、複数の構造的課題が存在している。これらの課題は、生産者側・民間企業側の双方にリスクをもたらし、契約栽培の継続性に支障を及ぼす要因となる。本プロジェクトで契約栽培を推進する場合は、生産者側及び民間企業側双方の立場、ならびに実務上の制約を踏まえつつ、公平性・透明性・持続性を備えた活動の設計を行う。

(8) 他ドナーによる支援との相乗効果

ラオスにおいては、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行（WB）、国際農業開発基金（IFAD）をはじめ、複数のドナーが農業分野における支援を継続的に実施している。これらのドナーによる支援には、農村インフラ整備、市場アクセス改善、流通機能強化、農家組織支援など、本プロジェクトの目的と補完関係にある取り組みが含まれる。本プロジェクトではインフラ整備は対象外であるため、他ドナーが実施済みもしくは実施中の支援の成果、とりわけ小規模インフラや機材（例：コールドストレージ、冷蔵車、選果・前処理設備等）を活用している流通企業や産地組織との連携を積極的に検討する。

(9) FVC 中流・下流事業者の適切な巻き込み

本プロジェクトにおいて国内近代市場向け FVC の強化を図るためには、FVC の中流及び下流の工程を担う事業者を主要なアクターと位置付けて、彼らが主体的且つ継続的に FVC 強化を推進可能な体制を構築することが不可欠である。特に国内近代市場では、品質管理、安定供給、物流の効率化、前処理・包装基準の遵守など、産地側のみでは対応が難しい要件が多く存在する。このため、パイロット活動の検討段階から、集荷・流通事業者や加工業者、国内近代市場における市場関係者等を重要なアクターとして位置付け、実務的な協働体制を設計する。

(10) 持続性確保のための予算確保

ラオスでは技術協力全般においてプロジェクト終了後の事業継続のための予算確保が課題となっている。そのためプロジェクト期間中はプロジェクト終了後の予算確保を念頭において、ラオス側の予算編成スケジュールに合わせてパイロット活動計画を立案し、成果についても定量的に示すことで予算確保に向けた支援を行う。また終了後に向けては実施期間中に定量的なデータを整理し根拠に基づく

予算申請が可能となるように支援する。

(11) 新モニタリング制度および完了時評価導入に係るカウンターパートとの合意形成

2026年4月から技術協力プロジェクトに対し新モニタリング制度と完了時評価制度が導入される。本プロジェクトは旧モニタリング制度および事後評価を前提としてR/D署名が行われているため、業務主管部と協議の上、日本側の方針を決定し、C/P機関へ提案、JCCのMinutes of Meeting (M/M) やR/Dの改訂M/M等の書面をもって合意する。なお新モニタリング制度の導入は任意、完了時評価の導入は必須である。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動⁵

活動1-1：対象地域内の国内近代市場を対象とした市場調査を実施する。

活動1-2：対象地域内の国内近代市場における取引の現状（契約形態、品質基準、物流、価格設定、返品方針等）を調査する。

活動1-3：生産者の供給能力（生産量、品目、品質等）及び経営能力（出荷計画、ロット形成能力等）を調査する。

活動1-4：FVC 関係者に適用可能な既存の金融支援及び各種支援プログラムを調査する。

活動1-5：調査結果に基づき、ジェンダーの視点を考慮し FVC 関連パイロット活動を計画する（モニタリング・評価の枠組みを含む）。

活動1-6：パイロット活動の実施に向け、関係する民間企業と連携について合意する。

⁵ 活動1-1～1-4で実施する情報収集について、想定される具体的な調査項目及び調査方法を提案してください。市場調査、取引実態調査、生産者の供給・経営能力調査、金融・支援制度調査のそれぞれについて、収集すべき情報の範囲、調査の深度、分析の視点を明示してください。また、関係者へのヒアリング方法やデータの信頼性確保の工夫、調査結果を対象選定やFVC強化モデル検討にどのように活用するかについても提案してください。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：FVC関係者間でパイロット活動の実施体制について合意するためのワークショップを開催する。

ワークショップの想定規模は以下のとおり。ただし成果1の各種調査やパイロット活動の計画を踏まえ、C/P機関と協議したうえで最終的に規模や実施方法を決定する。

目的	ワークショップ（パイロット活動の実施体制を合意）
実施回数	約5回
対象者	DAEC職員、DOA職員、DOSMEP職員、FVC支援機関の職員、民間企業、生産者、金融機関等
参加者数	約30名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	ビエンチャン都
実施形態	対面

活動2-2：プロジェクト対象地域において、FVC支援機関（PAEO、PICO等）を対象とした技術研修を実施する。

技術研修の想定規模は以下のとおり。ただし成果1の各種調査やパイロット活動の計画を踏まえ、C/P機関と協議したうえで最終的に規模や実施方法を決定する。

目的	FVC支援機関向け研修
実施回数	約5回
対象者	DAEC職員、DOA職員、DOSMEP職員、FVC支援機関の職員
参加者数	約15名/回
開催期間	約2日/回
実施場所	ビエンチャン都及びビエンチャン都に園芸作物を供給する生産地
実施形態	対面

活動2-3：成果1で計画されたFVC関連パイロット活動として、FVC支援機関が生産者及び民間企業に対して提供する技術支援活動を促進する。

技術支援活動の想定規模は以下のとおり。ただし成果1の各種調査やパイロット活動の計画を踏まえ、C/P機関と協議したうえで最終的に規模や実施方法を決定する。

目的	生産者及び民間企業向け技術支援活動
実施回数	約 40 回
対象者	生産者及び民間企業
参加者数	約 10 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	ビエンチャン都及びビエンチャン都に園芸作物を供給する 生産地
実施形態	対面

※技術支援活動として、生産者及び民間企業への現地研修や技術指導を想定する。なお、C/P や WS 参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場 借上費、教材費、資材費についても費用に含む想定。

活動 2-4：パイロット活動をモニタリングし、その結果及び教訓を取りまとめる。

活動 2-5：パイロット活動の結果に基づき、FVC 強化モデルを策定する。

③ 成果 3 に関わる活動

活動 3-1：FVC 関係者を対象に、パイロット活動の成果を共有し、FVC 強化モデルに関するフィードバックを収集するためのワークショップを開催する。

ワークショップの想定規模は以下のとおり。ただし、C/P 機関と協議したうえで最終的に規模や実施方法を決定する。

目的	ワークショップ（パイロット活動の成果発表及び FVC 強化モデルのフィードバック取得）
実施回数	約 3 回
対象者	DAEC 職員、DOA 職員、DOSMEP 職員、FVC 支援機関の職員
参加者数	約 20 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	ビエンチャン都
実施形態	対面

活動 3-2：FVC 強化モデルを他地域へ展開するための普及システムについて検討する。

活動 3-3：3-1 及び 3-2 の結果を踏まえ、農業林業省（MAF）が承認した「FVC 強化に係るマスタープラン」へ FVC 強化モデルを組み込むための提案を提出する。

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	DAEC 職員、DOSMEP 職員
参加者数	約5名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

(3) その他⁶

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行

⁶ ベースライン調査及びエンドライン調査について、設定すべき指標（数値を含む）、調査項目、調査方法、データ取得手段及び分析方法を具体的に提案してください。指標の妥当性を裏付けるデータ収集方法、必要なサンプル数の考え方、本プロジェクト終了後も意識した調査体制、共同実施の可能性、データの信頼性確保の工夫を示してください。あわせて、設定した指標と数値目標を、プロジェクトのモニタリング・評価及び成果検証にどのように活用するかについても提案してください。

った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ▶ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了の約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- ▶ 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求し、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務計画書提出後 5 営業日以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	6 か月毎	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3 部
			CD-R	2 部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	3 部
			CD-R	2 部
事業完了報告書	契約履行期限末日	ラオス語	製本	4 部
			CD-R	1 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ベースライン調査	第4条2.(2)②に記載の通り	1回	定額計上
2	エンドライン調査	第4条2.(2)⑤に記載の通り	1回	定額計上

第7条 機材調達

受注者は、本プロジェクトにおいて発注者が調達する以下の機材について、以下の支援業務を行う。

① 入札図書作成支援業務

(ア)基本的仕様（参考銘柄を含む）の発注者への提案。仕様は発注者が決定する。

(イ)発注者が予定価格を決定するための参考銘柄の見積価格（付帯費用を含む輸送費・据付費用を含む）の収集及び発注者への提出。

(ウ)入札図書案（発注者が決定した仕様に基づく仕様書、契約書案、輸送・据付の条件等を含む）の作成と発注者への説明・提出。配布用入札図書は発注者が作成する。

(エ)応札予定者からの質問に対する回答案の作成と発注者への説明。応札予定者への回答は発注者が行う。

- ② 入札会支援業務
 - (ア) 入札会への立ち合い
 - (イ) 入札結果評価報告書（案）の作成、発注者への提出。発注者は入札結果評価報告書（案）を最終化し落札者を決定する。
- ③ 検査支援業務
 - (ア) 発注者立会いのもと検品（品目、数量、仕様の照合、不具合の有無を確認）
 - (イ) 据付作業の監理
 - (ウ) 発注者立会いのもと試運転及び試運転結果の確認（不具合の有無を確認）

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	車両	4WD	1	供与機材	JICA ラオス事務所での調達のため不要

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：ラオス人民民主共和国（ラオス）

案件名：マルチステークホルダーとの連携によるフードバリューチェーン振興プロジェクト

Project for Promotion of Food Value Chain by Multi-Stakeholder Collaboration

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオスでは、農業はGDPの約18%を占め、労働人口の約70%が従事する重要な産業である。ラオス政府は、第9次国家社会経済開発5カ年計画（9th National Socio-Economic Development Plan、以下、「NSEDP」）（2021-2025年）において農業振興を重点分野の一つに位置づけ、バリューチェーン上の各産業との連結性強化による高付加価値化、輸入代替も含めた既存・新興市場が求める農畜産物の国内生産の強化、単一栽培から混合作への転換等を優先課題に掲げている。農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment、以下、「MAE」）は、第9次NSEDPの下で作成した「第9次農林農村開発5カ年計画」（9th Five-Year Agriculture, Forestry, and Rural Development Plan）（2021-2025）の主要プログラムの一つに、国内取引及び輸出促進のための商品作物生産を掲げている。また、2030年までの農業分野の中長期取組方針を示す「2025年に向けての農業開発戦略と2030年に向けてのビジョン」（Agricultural Development Strategy to 2025 and Vision to 2030）においても、商業的農業生産の拡大を目標として掲げており、同目標の達成には農産品のフードバリューチェーン（以下、「FVC」）の強化は必要不可欠である。

農産品のFVCは生産から収穫後処理、加工、流通、消費までの各段階において付加価値の向上を図る取り組みであり、一連の過程には多様な関係者が関与する。一方で、ラオスにおいては、生産性の低さや収穫後処理・保管技術の未発達、農産加工品の品質の低さ、マーケティングに関する知識不足、市場取引システムの未整備、信用貸付へのアクセスの困難さに加え、多様なFVC関係者間の情報格差が存在しており、結果として農産品の高付加価値化が十分に進んでいないのが現状である。

以上の課題に対応するため、我が国はラオス政府からの要請に基づき、開発計画調査型技術協力「フードバリューチェーン強化プロジェクト」（2022-2025年）を実施し、FVC強化に係るマスタープラン（以下、「MP」）が策定され、同MPは2025年2月にラオス政府に承認された。一方で、ラオス政府側のMPの実施能力は必ずしも十分ではなく、特に現地中小企業・農業団体が抱える課題への対応力強化や、生産者と民間企業の連携強化等の追加的な協力が求められている。

係る状況を受け、ラオス政府は我が国政府に対し、国内近代市場に国産園芸作物を供給し、国内農産品の高付加価値化及び生産者の所得向上を目的とする技術協力を要請した。本事業では、MP上の2026年から2030年までの中期開発シナリオ「地域の中小企業との連携による生産技術・普及システムの改善の加速」の支援に焦点を当て、FVCの各段階において生産者と民間企業の連携を促進し、対象

地域でモデルとなるような FVC の構築を目指す。

(2) ラオスに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ラオス人民民主共和国国別開発協力方針（2019 年 4 月）の重点目標である「産業の多角化と競争力強化、そのための産業人材育成」において、農業セクターの振興及び農民の所得向上を生産から加工・流通・販売に至る FVC の構築を通じて支援することにより、ラオス経済の安定的成長及び経済成長に伴う都市と地方の格差是正を図るとされており、本事業は上記方針と合致する。

対ラオス JICA 国別分析ペーパー（2024 年 3 月）では、今後の農業分野への協力の方向性として、周辺国及びラオス国内の需要に合わせた商業的農業生産の拡大に向けて取り組むこととしており、本事業の方向性と合致している。

また、本事業は JICA 課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ」の「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」における重点クラスター「FVC 構築」に位置付けられる。

加えて、本事業では、生産・流通・加工・販売に至る一連の FVC 構築を通じた競争力のある産業の確立を図り、農業の生産性向上を目指すことから、SDGs のゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献するものである。また、本事業では気候変動の影響に強靱で、環境負担の少ない農業及びビジネスの促進などを考慮することから、SDGs のゴール 13「気候変動に具体的な対策を」に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）は、ビエンチャン都、カムアン県、サラワン県、サバナケット県、チャンパサック県、セコン県において、「Climate Friendly Agri-Business Value Chains Sector Project」（2019-2026 年）」を実施し、気候変動に適応するための農業インフラの整備と生産性向上を主に支援している。また、ビエンチャン県、カムアン県、ボリカムサイ県において、洪水・干ばつ被害の軽減、農業生産のレジリエンス強化及び所得改善を目的として「Flood and Drought Mitigation and Management Sector Project（2023-2029）」を実施している。さらに、チャンパサック県、サラワン県、セコン県、ファパン県、ポンサリー県、サイニャブリ県において、輸出農作物の高付加価値化や農村収入増加、気候レジリエンス強化を目的として「Sustainable Agrifood Systems Development Sector Project（2025-2031）」を実施予定である。

国際農業開発基金（IFAD）は、ファパン県、ルアンパバーン県、サイニャブリ県、シェンクアン県において「Partnerships for Irrigation and Commercialization of Smallholder Agriculture (PICSA) Project」（2019-2025）を実施し、農家グループの組織化や、加工・貯蔵・市場施設の建設、官民プラットフォームによる市場アクセス改善を支援した。

世界銀行（WB）は、農業の商業化を包摂的経済成長への支援に位置付け、「ラオス農業競争力プロジェクト（Lao Agriculture Competitiveness Project）（2018-2024 年）」を実施した。当該案件では、主にボリカムサイ県、カムアン県、サイニャブリ県、ビエンチャン都、ビエンチャン県において輸出向け FVC 構築に係るインフラ整備や生産グループの強化等を行った。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、国内近代市場 FVC のポテンシャルが高いビエンチャン都及びビエンチャン都に園芸作物を供給する生産地において、国内近代市場における民間企業、生産者、その他関係機関の現状調査と、同調査結果に基づき FVC に関連するパイロット活動を計画及び実施のうえ、民間・生産者・行政が協働する FVC 強化モデルの提案を行うことにより、国内近代市場向け FVC における国内産園芸作物の流通量の増加を図り、もって国内近代市場向け FVC に対する国内産農産物の安定供給に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ビエンチャン都及びビエンチャン都に園芸作物を供給する生産地

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業普及協同組合局（Department of Agriculture Extension and Cooperative、以下「DAEC」）職員（約7名）、FVC 支援機関職員

最終受益者：国内近代市場に関与する生産者、民間企業

(4) 総事業費（日本側）：3.3 億円

(5) 事業実施期間

2026 年 6 月～2030 年 5 月を予定（計 48 カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：

- MAE DAEC：主要な C/P としてプロジェクト全体管理を担当
- MAE 農業局（Department of Agriculture）：GAP 及び有機（OA）認証を含むクリーン農業の推進、農業生産に関する政策を担当
- 商工省（Ministry of Industry and Commerce、以下「MOIC」）零細・中小企業振興局（Department of Micro, Small and Medium Enterprise Promotion）：生産者及び民間企業向けの財政・支援プログラムの提供、中小企業振興に関する政策を担当

<地方実施体制>

- 県農業環境事務所（Provincial Agriculture and Environment Office、以下「PAEO」）：パイロット活動の実施に関連して生産者への現場支援を担当
- 県商工事務所（Provincial Industry and Commerce Office、以下「PICO」）：パイロット活動の実施に関連して生産者及び民間企業への財政・支援プログラムを担当

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 71 人月）：（チーフアドバイザー／アグリビジネス、マーケティング／流通改善、農作物安全管理／有機栽培、業務調整／FVC 関係者連携促進、その他の専門家（必要に応じて派遣）
- ② 本邦研修／第三国視察
- ③ プロジェクト活動経費（パイロット活動費、WS 開催費等）

2) ラオス国側

- ① カウンターパート及び事業実施要員の配置
- ② 本事業実施に必要な事務スペース、設備、家具
- ③ 本事業に関連する利用可能なデータ・統計・情報

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：

MAE の計画協力局 (DOPC) に「農業政策アドバイザー (2023 年 7 月～2026 年 7 月)」を派遣しており、農業・農村開発分野における政策の立案、実施、評価に関する MAE 職員の能力強化を行っている。本事業の計画・実施においては、同アドバイザーの教訓や成果を踏まえる。また、生産分野については小規模農家の生計向上を目的として、MAE 及び SEP⁷ センター向けにタイにおいて第三国研修「SEP-SHEP 連携による地域開発プログラム (2025 年 8 月～2028 年 3 月)」を実施中であるため、本事業との連携可能性を検討する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2. (3) に記載の通り、ラオスでは複数の援助機関が農業の商業化や農産物の高付加価値化を目的として、農村インフラ整備や加工・市場アクセス改善に関する事業を実施中である。具体的には、ADB が複数県においてアグリビジネス関連の加工・流通施設整備や市場連携支援を実施中、WB が輸出向け農産物のバリューチェーン強化に向けた集荷・品質管理・市場アクセス向上の取組を実施中、IFAD が農家組織化とともに加工・貯蔵・市場施設の整備及び地域内外市場との連携強化を実施中等の事業が挙げられる。本事業ではこれら他機関が実施する支援との重複を避け、補完的連携の可能性を検討する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるためカテゴリ C に該当する。

2) 横断的事項

本事業は温室効果ガスを 2030 年までに 2020 年の「排出ベースラインシナリオ」と比べて 60%削減する及び 2050 年までにネットゼロ排出を達成するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献 (NDC)」における目標と矛盾がないものである。また、気候変動の影響に強靱で、環境負荷の少ない農業及びビジネスの促進などを考慮するため、気候変動の緩和・適応策に貢献する。

3) ジェンダー分類：

GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容／分類理由>

調査にて、男性が耕起・運搬等の力仕事を担い、女性が雑草除去や日常的な圃場管理等の細かい作業を担うといった役割分担がなされ、自給的農業から市場志向型農業への移行は、女性に対して追加的な負担 (例：除草作業) をもたらす可能性がある。しかし農業普及指導は主に男性農家を対象としており、女性は生産活動や経営

⁷ 「足るを知る経済 (Sufficiency Economy Philosophy: SEP)」とは、1997年のアジア金融危機の後、故プミポン国王 (ラーマ9世) が、タイを経済危機から脱却させる方法として提唱した概念。近年、タイ政府は、農業を中心としたタイ地方部に加え、ラオス等の国外にも本哲学の普及を積極的に図っている。

に関する意思決定への参画機会が限られているなどのジェンダー課題が確認された。そこで本事業では、現地のジェンダー課題とニーズを調査した結果を踏まえてパイロット活動を策定し、同活動で実施する研修における女性参加率（ベースラインデータを踏まえ設定）を活動指標とし、女性の意思決定への参画機会の向上を促すため。なお、研修には夫婦世帯を対象とした男女共同での生産活動の意思決定を促す取組み等も盛り込む予定。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

対象地域における国内近代市場向け FVC に対する国内産園芸作物の安定供給が確保される。

指標及び目標値：

1. 対象地域における国内近代市場へ園芸作物を供給する生産者が XX 世帯増加した状態が継続⁸する。
2. 対象地域における国内近代市場に關与する民間企業の関連売上高が XX%増加した状態が継続⁹する。

(2) プロジェクト目標：

対象地域における国内近代市場（スーパーマーケット、ホテル、レストラン等）向け FVC における国内産園芸作物の流通量が増加する。

指標及び目標値：

1. XX 世帯の生産者が新たに対象地域における国内近代市場に参入する。
2. パイロット活動の対象生産者世帯のうち XX%以上で農業所得が増加する。
3. 対象地域の国内近代市場に關与する民間企業の関連売上高が XX%増加する。

(3) 成果：

成果 1：国内近代市場における民間企業、生産者、その他関係機関の現状調査が実施され、FVC に関連するパイロット活動が計画される。

成果 2：成果 1 で計画された FVC に関連するパイロット活動が実施される。

成果 3：民間・生産者・行政が連携する FVC 強化モデルが提案される。

(4) 主な活動

- 1-1. 対象地域内の国内近代市場を対象とした市場調査を実施する。
 - 1-2. 対象地域内の国内近代市場における取引の現状（契約形態、品質基準、物流、価格設定、返品方針等）を調査する。
 - 1-3. 生産者の供給能力（生産量、品目、品質等）及び経営能力（出荷計画、ロット形成能力等）を調査する。
 - 1-4. FVC 関係者に適用可能な既存の金融支援及び各種支援プログラムを調査する。
 - 1-5. 調査結果に基づき、ジェンダーの視点を考慮し FVC 関連パイロット活動を計画する（モニタリング・評価の枠組みを含む）。
 - 1-6. パイロット活動の実施に向け、関係する民間企業と連携について合意する。
-
- 2-1. FVC 関係者間でパイロット活動の実施体制について合意するためのワークショップを開催する。

⁸ 事業完了から3年後まで

⁹ 事業完了から3年後まで

- 2-2. プロジェクト対象地域において、FVC 支援機関（PAEO、PICO 等）を対象とした技術研修を実施する。
- 2-3. 成果 1 で計画された FVC 関連パイロット活動として、FVC 支援機関が生産者及び民間企業に対して提供する技術支援活動を促進する。
- 2-4. パイロット活動をモニタリングし、その結果及び教訓を取りまとめる。
- 2-5. パイロット活動の結果に基づき、FVC 強化モデルを策定する。

- 3-1. FVC 関係者を対象に、パイロット活動の成果を共有し、FVC 強化モデルに関するフィードバックを収集するためのワークショップを開催する。
- 3-2. FVC 強化モデルを他地域へ展開するための普及システムについて検討する。
- 3-3. 3-1 及び 3-2 の結果を踏まえ、農業林業省（MAF）が承認した「FVC 強化に係るマスタープラン」へ FVC 強化モデルを組み込むための提案を提出する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
 - ・ラオスの農業政策に大きな変更が生じない。
- (2) 外部条件
 - 1) 上位目標を達成するための外部条件
 - ① 国内近代市場における園芸作物の需要に悪影響を及ぼす事象が発生しない。
 - 2) プロジェクト目標を達成するための外部条件
 - ① 大規模な気象災害（干ばつ、洪水等）が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ラオス「フードバリューチェーン強化プロジェクト」ファイナル・レポート（2025 年）では、輸入代替を目的とした農産物振興では、小規模農家が収量やコスト面で輸入品に劣ることから、単なる生産支援だけでは競争力確保が難しいと指摘されている。そのため、本事業では、輸入品との競合を避けるため、消費者の「新鮮・安全志向」を踏まえた差別化戦略や、有機栽培・トレーサビリティ確保など市場価値の高い付加価値創出を考慮する。また、同レポートでは、スイスをはじめとする二国間援助機関や ADB 等の国際機関が、バリューチェーン強化や気候変動対応型農業に関する支援を展開しており、同一分野で複数の協力が並行して進められていることから、各プロジェクトの目標やアプローチの重複を避け、相互に補完し合う役割分担を明確化することが重要と指摘されている。そのため、本事業では他ドナーの支援との適切な役割分担及び連携に係る仕組みを検討する。

7. 評価結果

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針等に合致し、国内近代市場向け FVC を強化し国内産園芸作物の安定供給を図ることから、SDGs のゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられ、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今度の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
- | | |
|----------|---------|
| 事業完了6か月前 | 終了時評価調査 |
| 事業完了3年後 | 事後評価 |

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書及びワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：アグリビジネス、マーケティング、流通改善、農作物安全管理、有機栽培、FVC 関係者連携促進

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全開発途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2026年6月から2030年5月までの4年間実施します。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 70.12人月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月（3.8人月）を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 延べ38回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ ベースライン調査

➤ エンドライン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 詳細計画策定調査報告書（案）

➤ R/D

2) 公開資料

「ラオス国フードバリューチェーン強化プロジェクト」ファイナルレポート
(2025年)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000055850.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000055851.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000055852.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000055853.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000055854.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄ラオス語）	無 ※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はラオス語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/2024030>

3. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

290,802,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（18,282,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第2章第4条 (2)	14,282,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費	報酬 国内業務費

				1,059,000円) × 2回	
2	ベースライン調査	第2章第4条 (3) ②	2,000,000円	調査費用一式	再委託費
3	エンドライン調査	第2章第4条 (2) ⑤	2,000,000円	調査費用一式	再委託費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

1) (90日以上)の渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)